

(第 1 回) 契約変更の内容

変更契約年月日	令和 7 年 7 月 2 8 日
契約業者名	三井住建道路 (株) 関東支店
契約業者の住所	東京都新宿区余丁町 1 3 番 2 7 号
工事の名称	R 6 国道 1 7 号本庄改良舗装工事
工事場所	埼玉県本庄市若泉二丁目
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	工事延長 L = 1 1 8 m 舗装工 1 式 歩道舗装 6 6 5 m ² 車道舗装 2, 0 4 0 m ² 地盤改良工 1 式 路床安定処理工 1, 0 2 0 m ² 排水構造物工 1 式 管渠工 1 1 m 側溝工 1 9 8 m 集水枡・マンホール工 7 箇所 縁石工 1 式 歩車道境界ブロック 2 1 2 m 防護柵工 1 式 ガードパイプ 1 0 7 m 標識工 1 式 大型標識工 1 基 小型標識工 1 基 電光標識工 1 基 道路植栽工 高木撤去 2 本 低木撤去 66 本
工期 (自)	令和 6 年 1 1 月 1 1 日
工期 (至)	令和 7 年 1 0 月 3 1 日
変更前の契約金額	1 4 8, 0 6 0, 0 0 0 円 (税込み)
変更金額	+ 2, 2 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
変更後の契約金額	1 5 0, 2 6 0, 0 0 0 円 (税込み)

変更理由

仮設工
・地元要望により夜間施工が困難となったため、一部を除いて昼間施工に変更する。
これに伴う規制形態の見直しおよび、交通管理者と協議の結果、交通管理工を増工する。

【本庄警察署入口交差点】
・現地精査及び本庄市水道課との関係機関協議の結果、排水構造物の移設を行わず水道支障移設を施工済みであることが判明したため、87.547kp～87.562kp 区間のすべての工事をとりやめる。

【若泉二丁目】
道路土工
・地元要望により夜間施工が困難となったため、昼間施工に変更する。
・現地精査の結果、掘削土量が増加したため、掘削工を増工する。
地盤改良工
・地元要望により夜間施工が困難となったため、昼間施工に変更する。
舗装工
・地元要望により夜間施工が困難となったため、一部（地元要望発生前に施工済みの範囲、車道・路肩部の表層については夜間施工）を除いて昼間施工に変更する。
・現地精査の結果、アスファルト舗装工（仮舗装）を追加する。
排水構造物工
・地元要望により夜間施工が困難となったため、一部を除いて昼間施工に変更する。
・現地精査の結果、作業土工、管渠工、集水樹・マンホール工を増工する。
縁石工
・地元要望により夜間施工が困難となったため、昼間施工に変更する。
・現地精査の結果、縁石工を増工する。
防護柵工
・地元要望により夜間施工が困難となったため、昼間施工に変更する。
標識工
・現地精査の結果、大型標識工、小型標識工、電光標識工を追加増工する。
構造物撤去工
・地元要望により夜間施工が困難となったため、一部を除いて昼間施工に変更する。
・現場精査の結果、標識撤去工および道路植栽工を追加増工する。
・現地精査の結果、構造物取壊し工を増工する。
・当初特記仕様書第 50 条に基づき、舗装版切断に伴う濁水処理が必要なため、運搬処理工を増工する。
共通仮設費
・協議の結果、役務費において当初特記仕様書第 10 条に基づき、借地料を追加する。
また、技術管理費において、土質試験、土壌分析および、非破壊試験、遠隔臨場を追加する。
・協議の結果、営繕費において、快適トイレを追加する。
工期
・上記に伴い、工期を 9 2 月間延長し、令和 7 年 1 0 月 3 1 日までとする。